

社会貢献活動災害補償制度

田原市社会貢献活動災害補償制度とは

田原市市民協働まちづくり条例の施行に伴い、市民活動団体による市民公益活動に取り組みやすい環境を整える市の責務が明確化されました。市では市民公益活動（社会貢献活動）中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図ります。

補償対象となる団体

市内に活動拠点を置く5人以上で構成する市が認めた団体（地域コミュニティ、体育協会、文化協会、市や社会福祉協議会が事務局を担う団体など 詳しくは企画課へお問合せください。）で、継続的に活動し、その責任者が明確になっている団体。※市外居住者が構成員の過半数を占める団体を除く。

補償対象となる活動

補償対象団体が自主的に取り組む社会貢献活動で、計画的、継続的又は臨時的な直接的活動です。

地域社会活動	交通安全、防犯、防災、清掃、美化、環境保全、その他コミュニティ活動など
社会教育活動	体育、レクリエーション及び文化の活動のうち社会貢献となる活動
青少年健全育成活動	青少年非行防止、青少年保護の活動など
社会福祉活動	その他の奉仕活動
行政活動への協力	行政が行う事業等への協力 ※市が指定する場合に限る

※ 平成23年度より社会貢献性の認められない活動中の事故は補償の対象外です。裏面参照

補償の内容

傷害補償 社会貢献活動中に発生した急激かつ偶然な事故で、活動者が死亡または負傷した場合に一定額の保険金が支払われます。

区分	補償内容
死亡補償	1人 500万円
後遺障害	1人 15万円～500万円
入院補償	5,000円/日(180日以内)
通院補償	3,000円/日(180日以内で90日を限度)
※平成23年度より食中毒による事故も対象となります。	

- ◆補償金支払いの対象とならない事故例◆
- 故意、自殺、犯罪行為による事故
 - 地震や津波などによって生じた事故
 - 指導者等や参加者の無資格運転や酒酔い運転による事故
 - 指導者等や参加者の脳疾患、疾病又は心身喪失により生じた事故
 - 他覚症状の無いむち打ち症や腰痛

賠償責任補償 社会貢献活動中の活動者の過失により被害者の生命・身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負うとき、賠償額の範囲内で保険金が支払われます。※示談については、事前に内容について保険会社の了承が必要です。

区分	補償内容
身体賠償	1事故＝最高1億円
財物賠償	1事故＝最高1億円
※免責金額は1事故につき1,000円	

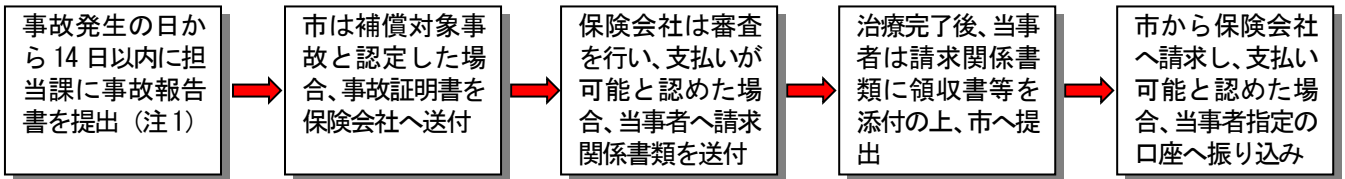
- ◆補償金支払いの対象とならない事故例◆
- 故意によって生じた事故
 - 地震や津波などの天災による事故
 - 団体、指導者等が占有、使用し又は管理する他人の財物に対する事故
 - 自動車の運行に起因する事故

補償対象とならない活動

- 国外において行われる活動
- 団体、指導者、スタッフ、参加者が報酬等を得て行う活動
- 専ら利潤を追求する事を目的とする活動
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- 政治上の主義を推進、支持、又は反対する活動
- 社会貢献よりも構成員等の自己啓発、自己研鑽、健康増進、技術向上、親睦、競技、利益獲得などの割合が高いと市が判断する活動

社会貢献活動中に事故が起きたら

傷害事故の場合



(注1) 事故報告には団体の概要の把握、事故発生状況の説明ができる資料および当日の参加者名簿等の添付が必要です。

賠償責任事故の場合

基本的に傷害事故の場合の手続きと変わりありませんが、物損事故の場合は損害を証明するため、写真撮影が必要となります。また、損害額が10万円以上になる場合は、保険会社が立会い調査をする場合がありますので、できるだけ現場を保存してください。なお、事情により現場が保存できない場合や、修理を急ぐ場合には保険会社の許可を得て対処していただきます。

ご注意ください

田原市社会貢献活動災害補償制度は、**社会貢献活動と認められない活動中の事故に対する救済はありません**。したがって自己鍛錬、趣味、親睦を目的とするなど、社会貢献の要素のない活動中の事故については補償対象外となります。**団体が行うすべての活動中の事故を補償するものではありませんので、ご注意ください。**

平成23年度より、スポーツ・レクリエーション・文化等の活動を目的に結成された団体による競技、練習、自己研鑽など、**社会貢献性のない自己または団体のための活動中の事故への補償がなくなります**。必要に応じて個別に損害保険等に加入してください。今後、文化協会、体育協会、スポーツ少年団、子ども会に所属する各団体に対する補償は、あらかじめ登録された**ボランティア指導者（各組織に報告されている場合に限る）**が行う**社会貢献活動（各種教室など）中の事故のみを補償の対象**とします。

また、本市では田原市子ども医療費助成制度により、主に中学生以下の方の医療費を市が負担しており、医療機関で受診する際の医療費が無料となっていることから、医療費の自己負担がない傷害事故については、入院・通院・手術補償の対象外です。また子ども医療（高校生の入院）、障害者医療、母子（父子）家庭等医療、精神障害者医療（全疾病）、後期高齢者福祉医療についても、同様の取り扱いとなりますのでご注意ください。

*** 事故を回避するために ***

この制度は、万一の事故に備えるものですが、一番大切なことは**事故を未然に防ぐこと**です。**指導者、スタッフ及び参加者は、無理のないスケジュールなど事前に綿密な計画を立てるよう心がけてください。**

問い合わせ

田原市役所 企画部 企画課（南庁舎3階）
〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
TEL (0531) 23-3507 FAX (0531) 23-0669
E-mail kyoudou@city.tahara.aichi.jp

田原市社会貢献活動災害補償制度における補償の範囲

平成 23 年 4 月

団体	活動内容	賠償補償	傷害補償	備考
田原市体育協会 田原市文化協会 田原市スポーツ少年団 市子ども会連絡協議会	各統括組織として主催する大会等行事の運営に参加（出役）する場合	○	○	報酬を受けて行う活動、委託事業を除く。 指導者・スタッフが補償対象。
	本来の目的以外の社会貢献活動を企画し実施した場合 (例：清掃活動、公共施設等の整備など)	○	○	報酬を受けて行う活動、委託事業を除く。
体育協会所属競技協会 文化協会所属部会 各スポーツ少年団 各子ども会	各組織に登録された指導者が、無償ボランティアで行う指導 (例：各種教室での指導など)	○	○	社会貢献活動中の事故を補償。ボランティア指導者（事前に各組織に報告されている場合に限る）のみ補償対象。
	本来の目的以外の社会貢献活動を企画し実施した場合 (例：清掃活動、公共施設等の整備など)	○	○	報酬を受けて行う活動、委託事業を除く。
※上記組織への登録団体含む	スポーツ・レクリエーション・文化活動 (例：大会、練習など)	×	×	スポーツ・レクリエーション・文化を目的とする団体における競技、練習、自己研鑽等の自己又は団体のための活動中の事故は補償対象外
社会福祉協議会が事務局を担当している団体	社会福祉施設援護活動、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉などの社会福祉活動	○	○	報酬を受けて行う活動、委託事業を除く。
	専ら団体や会員のために行われる親睦、健康増進、自己研鑽などの活動	×	×	社会貢献の要素の割合が低いと市が判断する活動中の事故は補償対象外。
ボランティアセンター登録団体	登録団体の目的に沿った社会貢献活動中の事故	○	○	報酬を受けて行う活動、委託事業を除く。
	専ら団体や会員のために行われる親睦、健康増進、自己研鑽などの活動	×	×	社会貢献の要素の割合が低いと市が判断する活動中の事故は補償対象外。
地域コミュニティ団体	地域社会活動（交通安全、防犯、防火、防災、清掃、資源ごみ回収、環境保全、コミュニティ活動など）	○	○	
	コミュニティ団体主催のスポーツ大会およびそれに伴う練習会	○	○	スポーツ・レクリエーションを目的とする団体とは異なり、地域内連帯意識の向上等の手段として実施されるもので、大会及び練習中（コミ団体主催に限る）の事故を含めて補償対象。
	農地水環境保全の活動	×	×	道路・河川・水路等、公の施設の草刈、ゴミ拾いなどは対象。
共通事項	<p>田原市社会貢献活動災害補償制度は</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ 補償対象となる団体が行うすべての活動中の事故を補償するものではありません。 ❖ 社会貢献活動中の事故であっても、報酬を受けて行う活動、市からの受託業務、企業の管理下で行われる活動は対象になりません。 ❖ 社会貢献よりも構成員もしくは構成員相互の自己啓発、自己研鑽、健康増進、技術向上、親睦、競技、利益獲得などの割合が高いと市が判断する活動中の事故は補償対象外です。 ❖ 子ども医療などの適用により市が医療費を負担して、事故当事者に医療費の実費負担がない場合、入院、通院、手術補償の支払いはありません。この場合、死亡、後遺障害の補償は対象となります。 			